

令和 6 年 4 月 1 日
告 示 第 8 号

東峰村新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた村内の中小企業等(中小企業、小規模事業者及び個人事業者をいう。)が、事業の維持と拡充のために必要とする資金融資を受けたとき、その者が支払う利子負担を軽減することで経営の安定を図ることを目的として、借入資金に対する利子補給補助を行うものとする。なお、その交付に関しては、東峰村補助金等交付規則(平成17年東峰村規則第35号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業等で、村内に住所を有し、同一事業を3か月以上引き続き営んでいる個人又は法人の有する事業所であること。

(2) 東峰村商工会及び東峰村を通じて、新型コロナウイルス感染症に関連する次の各号のいずれかの制度資金で令和2年4月1日から令和4年3月31日に融資を受けたもの(以下「借受人」という。)で、国等から同様の事由による利子補給を受けていないもの。

ア 福岡県中小企業融資制度

イ 中小企業信用保証法

ウ 福岡県信用保証協会

エ 株式会社日本政策信用金庫

オ 国、県が新型コロナウイルス等感染症対策として制定した融資制度

カ 村長が認める金融機関等

(3) 村税等の滞納がなく、東峰村暴力団排除条例(平成22年東峰村条例第16号第2条)に該当しないもの。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、借受人が対象となる制度による融資を受けた額につい

て算出された毎年4月1日から翌年3月1日までの期間に取扱金融機関に支払った約定利子の1%とし、上限額は、年額20万円とする。ただし、申請額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

2 補助金の交付の対象となる期間は、借入資金に対する第37回支払い分から第60回支払い分までとする。但し、この間に借り替え及び償還を終えた者は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、東峰村新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付申請書(様式1号)に支払利子登録書(様式2号)を添えて、村長に提出しなければならない。

2 申請は村の会計年度ごとに行うものとし、申請を行う年度の前年度を交付申請の対象期間とする。

(申請の受付期間)

第5条 補助金に係る申請の受付期間は、毎年6月1日から9月30日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、利子補給補助金を決定するものとする。

2 村長は、前項の決定を行ったときは、その結果を東峰村新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。なお、この通知書をもって、交付の額の確定通知とみなす。

3 村長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、東峰村新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 交付決定通知を受けた者は、東峰村新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付請求書(様式第5号)に振込口座の通帳の写しを添えて、村長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときには、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ず

ることができる。

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。